

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	宝塚市

宝塚市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名 宝塚市産業文化部農の魅力創造課
所 在 地 宝塚市東洋町 1－1
電 話 番 号 0 7 9 7－7 7－2 0 3 6（直通）
F A X 番 号 0 7 9 7－7 7－2 1 3 3
メールアドレス m-takarazuka0080@city.takarazuka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア、イタチ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	宝塚市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害額	被害数値
イノシシ	水稲	189 万円	1.6ha
	栗	6.4 万円	0.13ha
シカ	水稲	33 万円	0.28ha
	枝豆	17 万円	0.16ha
アライグマ	いちご	8.9 万円	0.01ha
	トマト	8.1 万円	0.01ha
ヌートリア	水稲	0 万円	0.0008ha
イタチ	農林業に従事する者の生活環境被害。		

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	品目	被害時期	被害場所	被害額
イノシシ	水稲	6～11 月	宝塚市上佐曽利外 2 箇所	189 万円
	栗	6～10 月	宝塚市切畑	6.4 万円
シカ	水稲	6～9 月	宝塚市上佐曽利外 2 箇所	33 万円
	枝豆	6～11月	宝塚市下佐曽利外 4 箇所	17 万円
アライグマ	いちご	11月	宝塚市下佐曽利	8.9 万円
	トマト	8月	宝塚市上佐曽利外2箇所	8.1 万円
ヌートリア	水稲	11月	宝塚市中筋南	0 万円
イタチ	農林業に従事する者の住宅の屋根裏に侵入して糞尿により天井板を腐食させる等、生活被害の報告がある。			

(3) 被害の軽減目標

指標	品目	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
		被害額	被害面積	被害額	被害面積
イノシシ	水稲 栗	195 万円	1.73ha	136 万円	1.21ha
シカ	水稲 枝豆	50 万円	0.44ha	35 万円	0.30ha
アライグマ	いちご トマト	17 万円	0.02ha	11 万円	0.01ha
ヌートリア	水稲	0 万円	0.0008ha	0 万円	0.0005ha
イタチ	－	苦情件数 18 件		苦情件数 12 件	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	令和2年度 わな狩猟班 1班 9名 イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシ、カラス、イタチ 出動日数 330日 延べ活動人数 639人 令和3年度 わな狩猟班 1班 11名 イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシ、カラス、イタチ 出動日数 343日 延べ活動人数 710人 令和4年度 わな狩猟班 1班 10名 イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシ、カラス、イタチ 出動日数 298日 延べ活動人数 426人	狩猟者の高齢化が進んでおり、狩猟者の確保が急務となっている。 また、シカの捕獲頭数及び目撃情報等が増加しており、シカの生息数が増加傾向にあることが考えられる。シカの個体数調整に係る取組の強化が求められる。 アライグマに関しては、市内全域で確認されているため、捕獲体制をより充実させ、個体数の減少を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	令和2年度 4段電気柵 1集落 L=400m ワイヤーマッシュ柵 4集落 L=3,100m 令和3年度 4段電気柵 1集落 L=1,700m ワイヤーマッシュ柵 5集落 L=6,140m 令和4年度 ワイヤーマッシュ柵 3集落 L=2,490m	柵の適切な管理を行い、効果の持続及び捕獲と一体になった防除等の取組を進めていく必要がある。 また、防護柵等の老朽化による防除効果の低下も懸念される。未設置区域への増設はもとより、耐用年数等に応じて柵の更新を行っていく必要がある。加えて、設置にあたっては、有害鳥獣捕獲に識見を有する者からの助言を得るよう努める。

(5) 今後の取組方針

(捕獲等)

- ・ イノシシ、シカ並びに外来生物（アライグマ、ヌートリア等）については積極的な捕獲による個体数の減少を目指す。イタチについては、追い払いによる被害防止を原則とする。被害が繰り返す場合や、追い払いでは対応が困難な場合等は有害捕獲を実施する。

(人材確保)

- ・ 狩猟免許を取得しようとする者に対し、免許取得に要する費用の一部助成することで狩猟者を増加させる。
- ・ 農業者等に対し獣害対策に関する意識の向上及び知識の習得のため講座等を開催し、獣害につよい地域づくりを行い、行政と地域住民が連携した地域住民主導の有害鳥獣捕獲を推進し、被害の軽減を目指す。
- ・ 令和5年度に報奨金制度を新設。有資格者による捕獲を促進し、被害の軽減を目指す。
- ・ 県が整備した「兵庫県立総合射撃場」（三木市）の利用を促進し、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。

(捕獲機具及び防除柵)

- ・ 国庫補助事業等を活用して、捕獲器具等を充実させ、わな猟等による有害鳥獣捕獲を強化し、捕獲の効率化を図る。
- ・ イノシシ、シカによる農作物被害が多発している地域については、引き続き広域地域が一体となった防護柵の設置を進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 有害鳥獣防除対策事業委託受託者に有害鳥獣捕獲業務を依頼して、わなによる捕獲を実施する。
- ・ 市北部におけるイノシシ、シカについては有資格者に有害鳥獣捕獲に参加してもらいやすくするため、報奨金制度を創設しさらなる有害鳥獣捕獲を目指す。
- ・ イノシシ、シカについては国庫補助を活用し、ICTを活用した捕獲の実施も検討する。また猟友会の構成員の若返りが進んでいるが、継続して新たな狩猟者確保に係る取組を実施する。
- ・ アライグマ、ヌートリアについては、農作物被害が発生している地域の農会から選出された者、被害にあっている者及びアライグマ、ヌートリアの駆除に積極的に取り組む意思がある者等に対し、捕獲に係る関係法令等の説明を行ったうえで、捕獲協力員として捕獲活動に参加してもらうことで捕獲効率の向上を目指す。
- ・ イタチについては、被害者が狩猟免許取得者に依頼して捕獲を実施するほか、

猟友会の協力を得てわな捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア	捕獲免許取得助成の推進 5名 ICTを活用した捕獲檻の設置 1基
令和7年度	イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア	捕獲免許取得助成の推進 5名 ICTを活用した捕獲檻の設置 1基
令和8年度	イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア	捕獲免許取得助成の推進 5名 ICTを活用した捕獲檻の設置 1基

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ くくりわな用のセンサー導入や狩猟者の増加等による捕獲活動の効率化により、令和2年度は過去最高の270頭を捕獲した。今後さらに捕獲体制を充実させ、恒常的に年間200頭の捕獲を目指す。 ○シカ くくりわな用のセンサー導入や狩猟者の増加等による捕獲活動の効率化により、令和4年度は過去最高の109頭を捕獲した。今後ICTを用いた囲いわなの導入等を検討し、より効率的な捕獲の実施に努め、近年の捕獲頭数、被害状況を勘案し年間捕獲数90頭を目標として設定する。 ○アライグマ 近年では令和2年度に275頭を捕獲し、令和3年度、令和4年度においても200頭以上を捕獲した。依然として市民からの通報・相談件数は多く、市内には相当数のアライグマが生息しているものと考えられる。こうした中、宝塚市アライグマ防除実施計画において目標とされている被害の低減及び生息頭数の減少を達成するため、近年の捕獲頭数、被害状況等を勘案し年間捕獲数300頭を目標として設定する。 ○ヌートリア 平成22年度に79頭を捕獲して以降捕獲頭数は減少し令和4年度捕獲頭数は7頭となっている。近年農作物への被害金額も減少しているが、引き続き宝塚市ヌートリア防除実施計画の目標である被害の低減及び生息頭数の減少を図るため、近年の捕獲頭数、被害状況等を勘案し年間捕獲数20頭を目標として設定する。 ○イタチ 市民からの通報にはアライグマかイタチか判別が困難な内容が多い。令和元年度より、猟友会による捕獲を行っており、令和4年度は22頭捕獲した。市民からの通報・相談件数も増加していることから、恒常的に年間50頭の捕獲を目指す。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	200	200	200
シカ	90	90	90
アライグマ	300	300	300
ヌートリア	20	20	20
イタチ	50	50	50

捕獲等の取組内容
イノシシ・シカについては、市北部では狩猟期を除いた期間で有害鳥獣捕獲許可を取得した者、市南部では1年を通し委託受託者が、主にわな猟による有害鳥獣捕獲を実施する。 アライグマ、ヌートリア、イタチは市全域で、箱わなによる有害鳥獣捕獲及び外来生物法による駆除を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ワイヤーメッシュ柵で囲われたほ場にシカ等が柵を飛び越え侵入した場合、ふみ荒らしや食害により農作物に深刻な被害が生じる恐れがある。また、繰り返し侵入されることにより、柵が破損し防除効果を失う恐れがある。ワイヤーメッシュ柵内部に侵入した個体を発見した場合は、有効射程が長く遠方からでも狙えるライフル銃を用いて早急に捕獲する必要がある。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市全域	イタチ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ、シカ	電気柵 L=1,000m (H=2.1m 4段)	電気柵 L=1,000m (H=2.1m 4段)	電気柵 L=1,000m (H=2.1m 4段)
	ワイヤーメッシュ柵 L=5,000m	ワイヤーメッシュ柵 L=5,000m	ワイヤーメッシュ柵 L=5,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、シカ、 アライグマ、ヌートリア、イタチ	宝塚市有害鳥獣対策協議会主催で鳥獣被害防止講習会の実施
令和7年度	イノシシ、シカ、 アライグマ、ヌートリア、イタチ	宝塚市有害鳥獣対策協議会主催で鳥獣被害防止講習会の実施
令和8年度	イノシシ、シカ、 アライグマ、ヌートリア、イタチ	宝塚市有害鳥獣対策協議会主催で鳥獣被害防止講習会の実施

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
兵庫県宝塚市	住民からの連絡・相談窓口 情報の収集・整理 住民への情報提供 現場対応の実施・住民との調整 警察への協力要請 捕獲許可
有害鳥獣防除対策事業委託先（市南部）	要請に基づく追い払い、 捕獲、殺処分時の対応
兵庫県猟友会宝塚支部	要請に基づく追い払い、 捕獲、殺処分時の対応
兵庫県宝塚警察署	住民の安全管理・市町への通報
兵庫県阪神農林振興事務所	市町からの情報収集・整理 現場対応の実施 関係機関との連絡調整
兵庫県森林動物研究センター	捕獲・追い払い活動に対する指導・助言 生態等に関する情報提供
兵庫六甲農業協同組合宝塚営農支援センター	農業者への情報提供
兵庫県阪神農業改良普及センター	農業者への情報提供

(2) 緊急時の連絡体制

別紙の通り

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

アライグマ、ヌートリア、イタチは焼却処分
イノシシ、シカは有効利用及び埋却・焼却処分

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

野生イノシシのCFS感染確認区域では、イノシシ肉は自家消費に限られ、区域外へ持ち出しができないが、自家消費であっても、捕獲個体を食肉として利用する場合は狩猟者が各々適正な管理の下行うものとする。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	宝塚市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
兵庫県猟友会宝塚支部	捕獲活動
宝塚市農会連合会	捕獲活動の協力、会員への情報提供
宝塚市第7地区自治会連合会	捕獲活動の協力、会員への情報提供
兵庫六甲農業協同組合宝塚営農支援センター	農業者への情報提供
西谷朝市の会	会員への情報提供
佐曽利園芸組合	会員への情報提供
兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所	補助事業・研修などの情報提供
兵庫県阪神農業改良普及センター	関係行政機関との連携、情報提供
兵庫県宝塚市	捕獲許可、捕獲に対する助成、啓発 わな免許等の取得推進、後継者の育成

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県森林動物研究センター	被害対策に関する指導・助言 生態等に関する情報提供
阪神農林振興事務所 (森林動物指導員)	野生動物共生林整備等の森林整備指導、 生息地(森林)管理手法の検討・支援

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員3名による構成。市民からの鳥獣に関する相談についてはアドバイスをを行い、有害鳥獣の捕獲依頼等については、市北部のイノシシ、シカは捕獲許可を取得した者、市北部のアライグマ、ヌートリア、イタチおよび市南部の捕獲対象鳥獣は委託先に依頼し捕獲を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

アライグマ、ヌートリアに関して特定外来生物の防除実施計画による捕獲の実施。

豚熱ウイルスの拡散を防止するため、捕獲個体の適切で確実な処理の実施と、捕獲従事者や狩猟者の防疫措置の徹底を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

宝塚市森林整備計画において、シカを対象鳥獣とした鳥獣害防止森林区域を必要に応じて設定することとしている。鳥獣害防止森林区域が設定する際には、併せて被害防止の方法を定め、広域的かつ効果的な森林被害対策を行う。

令和3年3月以降、県内各地で、野生イノシシにおける豚熱（CSF）感染が確認されているため、捕獲強化を進めるとともに、感染拡大防止を図るため、捕獲従事者の靴底や車両への消毒などの防疫措置の徹底などに取り組む。

また、野生イノシシにおいてCSF感染個体が確認された場合、CSF感染個体確認地点を中心に10km圏内の感染確認区域では、捕獲したイノシシの肉は、原則、自家消費に限るとともに、区域外への持ち出さない等の取組の徹底を図る。

アジアの各国でアフリカ豚熱（ASF）の発生が確認されており国内への侵入リスクが高まっていることから、狩猟関係者や入山者等に以下の注意喚起を行う。

- ① 肉等を含む食品及びその容器包装を野外で廃棄しないこと
- ② 海外の土等の付着した靴、器具等を野外で使用しないこと
- ③ 家畜飼養農場や畜産関係施設に近寄らないこと及び立ち入らないこと
- ④ 野生いのしし対策の罠や柵がある場所に近寄らないこと
- ⑤ 山林等への立入り及び退出の際の靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策を徹底すること